

福利厚生アウトソーシング事業のご案内

宿泊補助増額特別期間

当組合では、組合員とご家族の皆さんの福利厚生の充実を図るため、福利厚生アウトソーシング事業を実施しています。

宿泊補助では、夏季にご好評いただいた補助金額の増額を冬季期間でも実施しますので、ご旅行を計画される際はぜひご利用ください。

【対象者範囲】	組合員と配偶者およびそれぞれの2親等以内のご家族です。(同居・別居は問いません。)
【増額期間】	平成29年12月22日～平成30年1月8日宿泊分
【補助内容】	・年間補助制限泊数 組合員1人当たり年間10人泊まで利用できます。 ・補助金額については下表のとおりです。
【申込方法】	「えらべる倶楽部会員サイト(PC、スマートフォン専用)」、JTB店舗、JTB旅の予約センター(TEL 0570-035-660)
【対象商品】	えらべる倶楽部各種プラン、エースJTB、エースエスコート、JTB受験生の宿、サン&サン、びゅう(JR商品)です。

	補助金額	対象期間
国内宿泊補助 (1人1泊当たり)	3,000円 (るるぶトラベルの場合、1,000円)	12/22～1/8
	1,000円 (るるぶトラベルの場合、500円)	上記以外の期間

※人泊とは利用対象者が1人1泊で、1人泊と数えます。

※対象期間については宿泊日となります。

※るるぶトラベルでも利用できますが、上記のとおり補助金額が異なります。また、年間補助制限泊数に含まれますのでご注意ください。

※海外旅行(ルックJTB)への宿泊補助の適用はできません。

※大洗鷗松亭については、増額特別期間の対象から除かれます。(12/22～1/8も補助金500円となります。)

育児休業手当金支給期間の延長手続きについて

パパ・ママ育休プラス制度ご利用の方へ

パパ・ママ育休プラス制度を利用して子が1歳2ヵ月になるまでの期間育児休業を取得している方が、保育所に入所できない等の理由により、育児休業手当金支給期間を1歳6ヵ月まで延長する場合の要件が、次のとおり変更となりましたのでお知らせします。

- 変更前**：子が1歳に達する日後の期間について延長要件に該当すること
- 変更後**：パパ・ママ育休プラス制度による育児休業手当金支給期間の末日後の期間について延長要件に該当すること

※平成29年7月1日以後にパパ・ママ育休プラス制度による育児休業手当金支給期間の末日が到来する組合員について適用となります。